

# 国民年金保険料の 免除・納付猶予制度の ご案内

## 国民年金保険料

国民年金保険料は、月額1万6、340円です。前納（一括納入）すると支払額が割引され、お得です。

老齢基礎年金は、20歳～60歳の40年間保険料を納付しないと、満額で受給できません。受給資格期間※が10年（120月）未満の場合、年金を受給できなくなります。

※受給資格期間とは、保険料の納付済や納付免除期間を合算した期間のこと

## 後納制度

納期限内に納付できなかった保険料は、納期限から5年以内であれば納付できます。

未納付のある方が将来、受け取る老齢年金額を減額させないためには、後納の必要があります。

なお、既に老齢年金を受け取っている方は、後納制度を利用できません。

申し込み方法は、ねんきんダイヤルまたは年金事務所窓口にお問い合わせください。

### 申込（納付）期限

9月28日(金)

### ねんきんダイヤル

☎0570(05)1165

### 受付時間

● 月曜日

8時30分～19時

● 火～金曜日

8時30分～17時15分

● 第2土曜日

9時30分～16時

（土・日曜日、祝日、年末年始は休み）

## 介護保険負担限度額認定証の更新手続きをお忘れなく

市では、介護保険負担限度額認定証をお持ちの方に7月上旬、更新の申請書を郵送します。8月以降も引き続き利用するためには更新申請が必要です。忘れずに更新手続きをしてください。

介護保険負担限度額認定とは、低所得の被保険者の方が介護保険施設やショートステイを利用する際の食費と居住費（滞在費）の負担を軽減する制度です。新たな認定の申請は随時受け付けています。

### 対象（次の全てを満たす方）

- ①世帯を分離している本人の配偶者を含む世帯の全員が市区町村民税を課税されていないこと
- ②預貯金等の合計額が、単身者は1,000万円以下、配偶者がいる場合は夫婦で2,000万円以下であること

### 申請先・問合せ

健康福祉部長寿福祉課 ☎24 5 3 3 4  
小高区市民福祉課 ☎44 6 4 1 3  
鹿島区市民福祉課 ☎46 2 1 1 4

### 利用者負担段階ごとの負担限度額

（単位：円/日）

利用者負担段階		居住費（滞在費）					食費
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室		多床室	
				特養	老健療養		
第1段階	世帯全員（別世帯の本人の配偶者を含む）が市区町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者の方	820	490	320	490	0	300
	生活保護を受給している方						
第2段階	世帯全員（別世帯の本人の配偶者を含む）が市区町村民税非課税で、本人の合計所得金額（※1）と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計額が年額80万円以下の方	820	490	420	490	370	390
第3段階	世帯全員（別世帯の本人の配偶者を含む）が市区町村民税非課税で、上記第2段階以外の方	1,310	1,310	820	1,310	370	650

※1 「合計所得金額」は地方税法上の合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除及び公的年金等に係る雑所得を控除」した額を用います。

## 保険料納付免除・納付猶予制度と 学生納付特例制度

保険料の納付が経済的に困難な場合、保険料の免除・納付猶予制度を活用できます。学生の方は、学生納付特例制度を活用すれば、在学中の保険料の納付が猶予されます。

### 持参物

年金手帳と運転免許証などの本人確認書類、印鑑。年金事務所では本人以外が申請する場合は委任状（任意様式）

## 東日本大震災に伴う 特例

平成23年3月11日時点で、本市に住民登録していた国民年金第1号被保険者の方は、申請によって保険料が全額免除・納付猶予されます。

## 免除・猶予した 保険料の追納

免除・猶予した期間の保険料は、10年以内であれば納付できます。

免除または猶予の期間は、受給資格期間に参入されませんが、免除・猶予期間の保険料を追納しないと老齢年金の額が減額になります。

## 免除の申請方法

平成31年6月分までの免除申請を7月2日(月)から受け付けます。手続き時点で、2年1ヵ月前までの未納期間の免除申請も申請できます。

### 申請先

市民課または年金事務所

申請方法 窓口

## 国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険

## 8月以降の免除証明書や対象者認定票を発送します

市では、7月中旬から、国民健康保険（国民健康保険）と後期（後期高齢者医療保険）の一部負担金免除（介護（介護保険サービス）の利用者負担の軽減認定期間が延長となる方に、新たな証明書（免除証明書）や認定票（対象者認定票）を発送します。

対象の方は、8月以降に医療機関を受診したり、介護保険サービスを利用したりする際、新たな証明書や認定票を提示してください。

なお、後期の証明書は、8月更新の保険証とは別に発送します。

### 発送対象

有効期限が7月31日(火)の証明書や認定票を交付されている方のうち、上位所得層※を除く次のいずれかを満たす方

- ① 旧居住制限区域の方
- ② 旧避難指示解除準備区域の方
- ③ 旧緊急時避難準備区域の方

④ 旧特定避難勧奨地点の方

### 国保

⑤ ①～④以外でり災（震災による住宅の全壊と大規模半壊、半壊）した方

### 介護

⑥ ①～④以外でり災（震災による住宅の全壊と大規模半壊）した方

### ※上位所得層

国保・後期では、同じ世帯の被保険者全員の平成29年中の総所得金額等（基礎控除後）が600万円を超える世帯

介護では、被保険者個人の平成29年中の合計所得金額（長期譲渡所得・短期譲渡所得は特別控除後）が633万円以上の方

### 注意事項

税の未申告などの理由で所得を確認できない世帯員がいる場合は、証明書・認定票を交付できません。

税の申告や世帯員の増員などによって、上位所得層※と

なった場合は、証明書・認定票を交付されていても、さかのぼって対象外となります。

### 有効期限

①～④の方は平成31年2月28日(木)、⑤～⑥の方は平成31年3月31日(日)

### 問合せ

#### 国保・後期

市民生活部市民課

☎245233

小高区市民福祉課

☎446711

鹿島区市民福祉課

☎462113

#### 介護

健康福祉部長寿福祉課

☎245334

小高区市民福祉課

☎446413

鹿島区市民福祉課

☎462114